

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正
- ◇告示 ふ卵業者の登録
地籍調査の成果の認証
基準看護設備の承認
医療機関の指定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（総則）

第一条 知事又は委員会がその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務につき徴収する手数料については、法令に別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（地方公共団体手数料等に基づく手数料）

第二条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の規定に基づき徴収する手数料の種類及び金額は、別表一のとおりとする。

2 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十二条第二項の規定に基づき徴収する手数料の種類及び金額は、別表二のとおりとする。

別表一 第九十五号中「別表二」を「別記」に改め

る。

別表二を別記とし、別表二として次のように加える。

別表二

建築設備検査手数料 千円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

昭和三十五年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正す

る規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取

県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十一条の表中中欄を次のように改める。

禁 止 区 域

- 八頭郡智頭町大字市瀬笹ヶ山川における中国電力株式会社えん堤から上流十八メートル下流百八十メートル
- 八頭郡智頭町大字市瀬関屋におけるかんがい用えん堤から上流十メートル下流四十メートル
- 八頭郡用瀬町大字樟原の木川における中国電力株式会社設置えん堤から上流十八メートル下流百八十メートル
- 八頭郡用瀬町大字安蔵におけるかんがい用えん堤から上流十メートル下流六十メートル
- 八頭郡河原町大字河原における第一号えん堤（大井手せき）から上流十メートル下流三十メートル
- 八頭郡若桜町大字樋戸前における日本発送電株式会社設置のえん堤から上流十八メートル下流百八十メートル
- 鳥取市叶における源太橋下流三百メートルの線から下流千二百メートル

東伯郡三朝町大字大柿字東塚における中国電力株式会社設置のえん堤から上流十八メートル下流百八十メ

トル

日野郡江府町大字洲河崎字日住における中国電力株式会社設置のえん堤から上流十八メートル下流三百六十

メートル

日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）から上流十八メートル下流三百六

十メートル

米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤から上流三十六メートル下流三百六十メートル

米子市大字古豊千における鳥取県設置のかんがい用えん堤から上流三十六メートル下流三百六十メートル

西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）から上流三十メートル下流百五十メートル

西伯郡岸本町大字大股におけるかんがい用えん堤（豊田えん堤）から上流二十メートル下流百五十メートル

米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤から上流十八メートル下流百八十メートル

鳥取市金沢における長柄川河口から上流五百メートル河口から右岸百五十メートル左岸五十メートル沖合百メ

ートルの区域

東伯郡東郷町における東郷川河口から上流百八十メートル

鳥取市金沢忠魂碑の前から宇田川尻の枝川の突端を結ぶ線以内の湖山池

鳥取市江津地先における共同漁業権基点用と対岸とを結ぶ線から下流の内水面

東伯郡羽合町地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面

米子市皆生地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面

東伯郡羽合町地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流の内水面

鳥取市湖山町地先における共同漁業権基点甲と対岸とを結ぶ線から下流河口に至る区域
 八頭郡八東町大字南における中国電力株式会社設置のえん堤から上流二十メートル下流百五十メートル
 八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその下流百メートル
 倉吉市八ツ屋における下大口えん堤下流二十メートル
 倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流三十メートル

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十七号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十三年二月二十六日次のふ卵業者を登録した。

昭和三十五年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 氏 名

米子市灘町三丁目十三 西部養鶏農業協同組合組合長 初岡 次郎
 境港市上道町二七五 門永 正男

鳥取県告示第七十八号

東伯郡羽合町及び気高郡気高町における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき次のとおり認証した。

昭和三十五年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | | | |
|---------------|-------------------------------|---------------------|
| 一 調査を行なった者の名称 | 東伯郡羽合町 | 気高郡気高町 |
| 二 調査を行なった時期 | 昭和三十二年十一月十五日
昭和三十三年 三月三十一日 | 同上 |
| 三 成 果 の 名 称 | 東伯郡羽合町地籍図及び地籍簿 | 簿気高郡気高町地籍図及び地籍簿 |
| 四 調査を行なった地域 | 東伯郡羽合町田後長瀬地区の一部 | 気高郡気高町浜村、八幡、勝見地区の一部 |
| 五 認 証 年 月 日 | 昭和三十五年二月二十二日 | 同上 |

鳥取県告示第七十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第七十八号）の規定により次のとおり承認した。

昭和三十五年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	承認番号	承認病棟	病床数	承認年月日	採用点数
	鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三六	(看)第十四号 (二)(一)	一般病棟 一棟 結核病棟 一棟 精神病棟 二棟	四四九床 六〇九床 四二床	昭和三五、一	甲

鳥取県告示第八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年二月二十六日

指定年月日	名称	所在地	管轄保健所名
	鳥取県知事 石 破 二 朗	倉吉市上井	倉吉保健所
	谷口皮膚泌尿器科医院	東伯郡羽合町大字田後	
	音田 医 院		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年二月二十六日

- 鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦
- 一 日時、昭和三十五年二月二十九日 午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題 公立学校教職員人事について